



みやぎ税務会計事務所通信

《 2023年10月 》



税務の話題

今の時期のいろいろな話題をまとめてお届け！

いよいよ今月の取引から「インボイス制度」が開始となります。
 実際に動き出し、迷うこと・取引先から確認を受けること…などがあるかもしれません。
 ぜひ共有させていただき、解決に向けて一緒に検討していきたいと思えます。
 そして、2023年もあと3ヶ月となりました。
 今だから気になる!? 「インボイス制度」に関することも含め、
 今の時期に私たちからお伝えしたいことをご案内いたします。

今月は、いろいろなネタを持ってきました！
 ご興味のある部分だけでも、ぜひ読んでくださいね！
 相変わらず、文字数が多く
 申し訳ございません

今だから ちょっと気になる！「インボイス制度」のこと

① どの請求書（領収書）からインボイスにする？ インボイスが必要？

必要となるのは「10月1日（日）の取引から」です！
 10月1日以降にモノを売った、サービスを提供した、その請求からは必須です。
 ただし、早い分には問題ありません。
 毎日の領収書（レシート）を見ても、7～8月頃から既にインボイス（適格請求書）を
 発行している店舗が多かった印象です。準備が整っていたら、「待つ」必要はありません！

② 取引先の請求書に「登録番号」の記載が無い…番号のお知らせも来ていない…

取引先に「登録番号の申請を行っているか否か」を必ず確認してください。
 申請時期により、番号の通知を受け取ることができていない可能性もあります。
 国税庁「適格請求書発行事業者公表サイト」では、氏名から番号の検索はできません。
 特に、個人事業主（フリーランス、一人親方など）とのお取引がある方は
 ご請求書での確認、お取引先さまへの確認にご理解ください。

③ インボイスに記載されている「登録番号」は毎回確認するの？

全ての取引について、都度の確認は不要とされています。
 取引先の規模・関係性・継続性などをふまえ、確認の頻度はご判断ください。

なお、会計ソフトや証憑管理サービスの多くは、登録番号の有効性を都度確認できる仕様になっているようです。先月号でご案内した 弥生株式会社「スマート証憑管理」も対応しています。“電子化”だけでなく“インボイス制度”の観点からも、ご利用をご検討ください。



国税庁「制度開始に向けて特にご留意いただきたい事項（PDF ファイル・8/21 掲載）」より抜粋

